平成31年度　輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業
事例集

２０２０（令和２）年３月

一般社団法人　全国植物検疫協会

目　次

1. タイ向けミニトマト生果実の輸出に取り組む産地 ・・・

青果物

タイ向けミニトマト生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

ミニトマト生果実

【主な輸出先国・地域】

タイ

【概要】

◆ 生産者は初めてタイ向けミニトマトの輸出を計画。これまで輸出経験がないため、検疫条件や手続きが不明。二国間の検疫条件に沿った栽培管理を行うため、専門家がアドバイスを実施。

栽培施設建設予定地（2019.9）

栽培施設の建設状況（2019.10）

【1．専門家を派遣した経緯】

輸出者からのオーダーに対し、生産者はタイ向けトマトの輸出を計画。農作物の 輸出経験がないため、検疫条件や手続きが不明。二国間の植物検疫条件（生産園地（施設）の登録、選果・こん包施設の登録、カボチャミバエに対するトラップ調査、合同輸出検査等）に沿った手続きや栽培管理を行うため、専門家の派遣を依頼 。

【2. 産地の課題】

タイ向けミニトマトの生果実を輸出する際の植物検疫条件を把握し、その検疫条件に沿った栽培管理等を行うことが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

二国間で取り決めた植物検疫条件を満たし、植物検疫証明書を添付すること。
栽培施設、選果・こん包施設の登録、カボチャミバエのトラップ調査（2週間に1回以上、タイ検査官による栽培施設、選果・こん包施設、トラップ等の査察、日タイ合同検査。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

今後の進め方等も含め、事前打ち合わせを実施する。
トマト栽培が始められた段階で現地確認等を実施する。
病害虫管理（農薬使用等）のアドバイスを実施する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年9月、「GFPグローバル産地計画」支援チーム会議において生産者に対し、タイ向けトマトの植物検疫条件の概要と専門家派遣について説明した。その後（10月）、産地において植物検疫条件等の説明を行うとともに、栽培スケジュールを聴取。栽培施設が完成し、トマトの栽培状況をみて再度伺うこととなった。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

2020年2月現在、初夏の収穫・輸出を目指して栽培を行っている。

青果物

タイ向けトマト生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

トマト生果実

【主な輸出先国・地域】

タイ

【概要】

◆ 生産者は初めてタイ向けトマトの輸出を計画。これまで輸出経験がないため、検疫条件や手続きが不明。二国間の検疫条件に沿った栽培管理を行うため、専門家がアドバイスを実施。

トマト栽培施設

選果・こん包施設

【1. 専門家を派遣した経緯】

輸出者からのオーダーに対し、生産者は初めてタイ向けトマトの輸出を計画。農作物の輸出経験がないため、検疫条件や手続きが不明。二国間の植物検疫条件（生産園地（施設）の登録、選果・こん包施設の登録、カボチャミバエに対するトラップ調査、合同輸出検査等）に沿った栽培管理を行うため、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

植物の輸出検査受検が初めてであり、検疫条件や手続きが不明。タイ向けトマトの植物検疫条件に沿った栽培管理を行うことが課題。また、輸出検査申請手続き等を把握し、円滑に輸出することも課題。

【3. 輸出先国の規制等】

生産園地（施設）、選果・こん包施設の登録。
結実開始～収穫までの間、カボチャミバエのトラップ調査及び2週間に1回以上の生果実調査、タイ検査官による査察、日・タイ検査官による合同輸出検査。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

輸出植物検疫の概要説明及びタイの新たな植物検疫条件を説明する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年11月、タイ向けトマトに関する新たな植物検疫条件、検疫手続き及びカボチャミバエのトラップ調査(方法等)について説明した。更に、生産園地（施設）、選果こん包施設を点検し、登録申請書類の作成についてアドバイス。

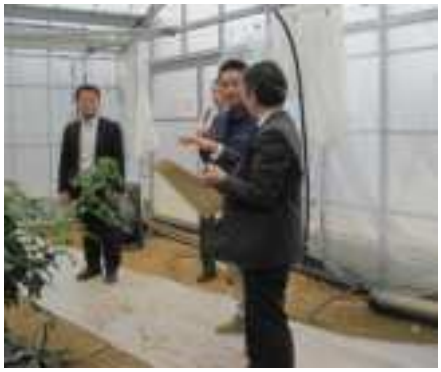

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

生産園地（施設）、選果・こん包施設に係る申請書を提出し、カボチャミバエ調査に用いるガロントラップの製作及びミバエ調査を開始した。現在、3月末の輸出に向けた手続きが進められている。

青果物

台湾向けリンゴ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

リンゴ生果実

【主な輸出先国・地域】

台湾

【概要】

◆ 生産者は、初めて台湾向けリンゴの輸出を計画。生産園地等を登録したところ、台湾側の査察対象となった。査察官からどのような指摘を受けるか不明のため、査察前に専門家によるサポートを依頼。専門家がアドバイスを行った。

登録選果こん包施設

選果こん包の流れを確認する専門家

【1. 専門家を派遣した経緯】

生産者は初めて台湾向けにリンゴを輸出する。生産園地及び選果こん包施設を登録したところ、台湾側検査官の査察を受けることとなった。台湾側からどのような指摘を受けるか不安があるので、査察前に専門家によるサポートを受けるため、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

台湾の検疫条件を熟知し、台湾側検査官への説明及び質問に円滑に対応することが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

生産園地及び選果こん包施設の登録。
トラップ調査及び選果技術員の研修の受講。
適切な選果及びこん包の実施。
台湾側の輸入検査でモモシンクイガが発見されれば、輸出の停止措置等。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

台湾側の検査官査察時の提出書類を確認する。
査察時の受検者の対応について確認する。
登録生産園地及び登録こん包施設を確認する。
台湾側の査察に対応する者に過去の査察状況を説明する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

登録生産園地及び登録選果こん包施設に関する、過去の査察状況を説明するとともに、台湾側へ提出する書類について内容確認を行った。また、選果こん包施設等の整備状況を確認した結果、こん包施設及び保管施設の一部に整備不足の部分があったため、関係者に改善を指導した。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

査察時に、台湾側検査官から指摘事項等は無く、当該リンゴは無事、台湾向けに輸出が行われた。

青果物

タイ向けナシ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

ナシ生果実

【主な輸出先国・地域】

タイ

【概要】

◆ タイ向け生果実輸出検疫条件が改正されたため、新たな植物検疫条件に沿った栽培管理についてアドバイスして欲しい旨の要請があった。専門家が植物検疫条件の説明と登録申請に関する諸手続きを説明 。

生産園地

選果こん包施設

【1. 専門家を派遣した経緯】

相談者は自社農園で有機栽培・低農薬でナシを栽培しており、県の認証を受けたブランドとして道の駅などで販売している。現在、タイにおいて自社経営しているレストラン兼店舗でナシの販売を検討しているが、タイの植物検疫条件が厳しくなったとの情報を得た。新たな植物検疫条件の詳細を知るため、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

新たな植物検疫条件を把握し、その条件に沿った栽培管理を行うことが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

①生産園地を登録するために、
・GAPの考え方を取り入れた病害虫防除の実施。
・栽培期間中の病害虫防除記録を保管。
②選果こん包施設を登録するために、
・選果こん包施設に関する標準作業手順書を作成。
・登録生産園地番号や出荷番号の記録を保管。
・選果こん包施設は食品衛生証明書の取得が必要。
③残留農薬基準への対応が必要。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

生産園地・選果こん包施設の登録について、防除暦に準じた病害虫防除の実施や標準作業手順書の作成についてアドバイスする。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年11月
産地において輸出先国の規制等を説明。
ほ場での病害虫防除や標準作業手順書作成等について助言。
日タイ間の残留農薬基準の相違や基準クリアの考え方についてアドバイス。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

生産園地や選果こん包施設の登録申請（県への提出）を早期に進める予定。
輸出先国の残留農薬基準をクリアするため、改めてサポートを依頼する予定。

青果物

ベトナム向けナシ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

ナシ生果実

【主な輸出先国・地域】

ベトナム

【概要】

◆ 相談者はベトナム訪問時に、現地の人々に日本産ナシを食べてもらいたいと考え、輸出に挑戦。地元の生産者で団体を形成し、ベトナムへの輸出に向けた取り組みを開始。ベトナムの植物検疫条件に沿った栽培管理を産地において専門家がアドバイス。

生産園地

専門家による現地サポート

【1. 専門家を派遣した経緯】

相談者は国内向けにナシを生産していたが、ベトナム訪問時に現地市場で他国産ナシを試食し、現地の人々に日本産ナシを食べてもらいたいと考え、輸出に挑戦。県農林水産部園芸課に相談したところ、本事業を紹介された。地元の生産者で団体を形成し、ベトナムへの輸出に向けた取り組みを開始した。ベトナムの規制に沿った栽培管理を行うために、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

生産者は輸出に関するノウハウを持ち得ておらず、ベトナムの規制（輸入検疫条件等）に沿った栽培管理を行うことが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

植物防疫所による生産地域及び園地並びに選果こん包施設の登録。
植物防疫官による栽培地検査の実施。
登録を受けたこん包施設での選果及びこん包の実施。
シンクイガ類に対する措置として、果実の低温処理又は交信かく乱剤の設置もしくは袋かけいずれかを実施する。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

輸出植物検疫制度に応じた生産園地・選果こん包施設の登録手続きを説明する。
相手国の輸入検疫制度に対応した病害虫防除、園地管理などの注意点について助言する。
植物防疫官に生産園地等の事前確認を要請する。
県を通じて、植物防疫所へ生産園地・選果こん包施設の登録申請を行うようアドバイスする。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年7月、産地においてベトナムの植物検疫条件等を説明した。また、栽培計画及び相談者が必要とするサポートを聞き取った。
その後、進捗状況（現地JAや県との連携状況等）を確認し、11月、使用中の防除暦に関する農薬適正使用について助言した。12月、フォローアップ調査をおこない進捗状況を確認した。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

生産園地や選果こん包施設の県への登録を申請する予定。

原　木

中国向け杉丸太の輸出に取り組む産地

【品目】

杉（丸太）

【主な輸出先国・地域】

中国

【概要】

◆ 相談者は、中国向け杉（丸太）を輸出するための植物検疫条件等の説明を要請。中国向け木材（樹皮付き）は、臭化メチルくん蒸と植物検査証明の添付が必要であることを説明。また、現地状況からくん蒸方法、場所、実施者等についてもアドバイス。当該杉（丸太）は中国向けに輸出された。

輸出予定の木材

輸出のための積み込み作業

【1. 専門家を派遣した経緯】

輸出者は中国向け杉（丸太）に関する植物検疫条件の把握と臭化メチルくん蒸を行う際の諸手続きの説明と指導を受けるため、専門家の派遣を要請。

【2. 産地の課題】

中国向け樹皮付き杉（丸太）は、中国側の植物検疫条件としてくん蒸処理が必要であることは理解していたが、具体的なくん蒸方法、実施場所及び実施者等が分からないので、それらの情報を把握することが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

樹皮付き木材は、輸出国又は輸入後の臭化メチルくん蒸処理及び輸出国の植物検疫証明書の添付が必要。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

臭化メチルくん蒸の具体的な処理方法、実施場所、実施者等を説明する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

くん蒸は安全対策を考慮して、輸入木材消毒実施区域が望ましいこと、一般的に木材の消毒は天幕くん蒸が実施されていること等をアドバイス。

また、植物防疫所の検査については、安全確保を視野に入れ、本船積込み前に消毒実施区域で受検するようアドバイス。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

2019年10月、中国向け輸出が実現した。

植 木

植木の更なる輸出拡大に取り組む産地

【品目】

植木

【主な輸出先国・地域】

中国

【概要】

◆ 中国向け土付き植木（イヌマキ等）の輸入規則変更に対応するため、根洗い措置及び土壌除去後の養生等の実証試験を実施。確立した根洗いや保水処理等の方法を、生産者、輸出者及び行政機関等の関係者に対し、解説・実演する講習会を実施。また、根洗いイヌマキの植え付け講習会を実施。

イヌマキの根洗い

講習会での質疑応答

【1. 専門家を派遣した経緯】

中国からの土付き植木（イヌマキ等）の輸入を規制する旨の規則の変更通知があり、これに対応するため、根洗い措置や土壌除去後の養生等を検討する必要が生じた。このような背景から関係者（生産者等）は専門家の派遣を要請。

【2. 産地等の課題】

これまで中国側の承認を得たものについては土付きのまま輸出されていたことから、根洗いを行う意識や技術が未確立であった。根洗い方法の手順確立と関係者への技術普及が課題。

【3. 輸出先国の規制】

輸入許可証の取得、土壌の付着の無いこと等。

【4. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年4月、中国向けイヌマキの輸出に要する実証試験（堀取り、根洗い、根巻き等）に着手した。その後（5月）前述した株を定植し、その後の生育状況を観察。7月、各種の試験（根巻き充填資材試験、蒸散抑制剤試験、根巻き充填資材内への発根促進試験、根洗い株の定植時の発根促進試験）を実施。

2019年11－12月、講習会（座学、実演）を2会場で実施。更に、植付け講習会を実施（2020年1－2月、2会場）。

【5. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

生産者は、中国側の植物検疫条件に沿った対応を準備している。

青果物

台湾向けモモ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

モモ生果実

【主な輸出先国・地域】

台湾

【概要】

◆ 台湾向けモモ生果実の輸出を予定しているが、新規の園地登録であるため、台湾の査察が予定された。査察対応のため専門家も関係者打合せに参加し、アドバイス。その後、輸出が実現。

栽培園地等の管理状況

【1. 専門家を派遣した経緯】

相談者は、輸出に向けて生産園地及び選果こん包施設を登録したが、新規であることから台湾側の査察対象となった。査察対応のため、関係者と事前打合せを行うので、専門家の出席を依頼。

【2. 産地の課題】

台湾側の植物検疫条件を把握し、査察時の対応（説明と質問対応）を準備しておくことが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

生産園地及び選果こん包施設の登録。トラップ調査及び選果技術員の研修の受講。適切な選果及びこん包の実施。台湾側の輸入検査でモモシンクイガが発見されれば、輸出の停止措置等。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

過去の査察時対応を参考に、生産者へ防除実施記録の準備等をアドバイスする。
植物検疫条件を説明するとともに、選果こん包施設を確認し、査察時の対応を準備する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

過去の査察対応を参考に、関係者と防除実施記録の準備や査察官への説明と質問対応について相談した。
「台湾向け生果実輸出検疫実施要領」に記載された検疫条件を説明するとともに、登録選果こん包施設は、検疫実施要領に基づく対応ができていることを確認した。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

サポート実施後、当該モモ生果実が台湾に輸出された。
生産者は次年度以降も継続した輸出を計画している。

青果物

アジア向けイチゴ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

イチゴ生果実

【主な輸出先国・地域】

香港、シンガポール

【概要】

◆ 生産者は香港及びシンガポール向けにイチゴ生果実の輸出を検討。輸出に際して、相手国の残留農薬基準値にあった農薬及びその適正使用について情報を希望していることから、専門家が現地においてアドバイスを実施。

生産園地

専門家による現地サポート

【1. 専門家を派遣した経緯】

生産者は国内向けイチゴ生果実及びその加工品の販売を行っているが、新たにイチゴ生果実のアジア（香港、シンガポール等）向け輸出を検討。輸出に際して、相手国の残留農薬基準値に合った農薬及びその適正使用について情報を把握するため、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

輸出先国の条件に沿った栽培管理（病害虫防除、農薬の適正使用）が課題。

【3. 輸出先国の規制等】

香港、シンガポールは輸出検査を受けず（植物検疫証明書未添付で）輸出が可能。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

2019年　夏～
輸出植物検疫制度を説明する。
諸外国のイチゴ生果実についての残留農薬基準に関する情報を提供する。
天然由来の原料を使った農薬を用いた病害虫防除、園地管理などについて助言する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年6月、栽培計画及び相談者が必要とする具体的な課題の聞き取りを行った。

その後（7月）、輸出先国の植物検疫規制等を説明した。

また、相談者が使用した農薬散布履歴と輸出先国の残留農薬基準との照合、代替できる農薬を助言した。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

現在、イチゴ生果実の輸入者を探している。

青果物

東南アジア向けキャベツの輸出に取り組む産地

【品目】

キャベツ

【主な輸出先国・地域】

タイ、台湾、シンガポール、香港等

【概要】

◆ 生産者は農産物の輸出は初めてなので、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準を把握するため専門家の派遣を依頼。専門官は輸出先国の植物検疫条件を説明。また、輸出先国の残留農薬基準に適合した防除プログラムについても説明。当該キャベツは、タイ等に輸出された。

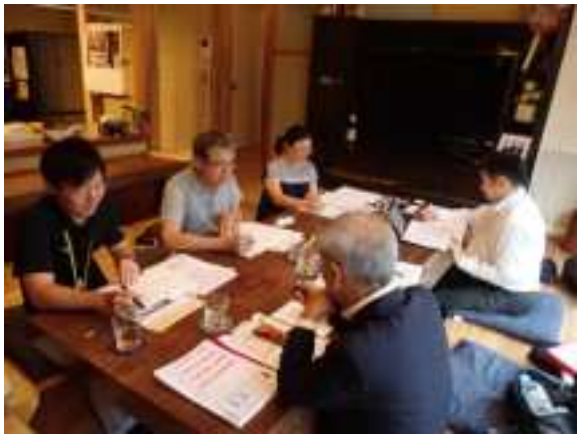

関係者に検疫条件、残留農薬基準について説明する専門家

栽培圃場において病害虫の発生状況を確認する専門家

【1. 専門家を派遣した経緯】

輸出商談会において、生産者は輸出者からキャベツの輸出について話を持ちかけられた。生産者は植物の輸出は初めてなので、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準が不明。このため、植物検疫条件や残留農薬基準を把握したいので、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

生産者は農産物の 輸出は初めてであり、輸出に係る検疫条件等に沿った栽培管理を行うことが課題。また、輸出に係る諸手続きを把握することも 課題。

【3. 輸出先国の規制等】

タイ：我が国における輸出検査（植物検疫証明書の添付）が必要。
台湾：我が国における輸出検査が必要。
シンガポール、香港、マレーシア：我が国における輸出検査は不要。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

輸出先国の植物検疫条件を説明する。
現在、実施している防除体系が輸出先国の残留農薬基準に合致しているかどうか確認する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年10月、産地において輸出植物検疫の概要、輸出検査申請手続等を説明。タイ、シンガポール、香港の検疫条件を説明し、残留農薬基準についても情報を提供した。
その後（11月）、タイ向け輸出時に病害虫や土壌付着について、栽培地において確認及び指導。12月、台湾向け輸出相談に対し、植物検疫条件及び残留農薬基準に関する情報を提供した。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

2019年11月、同産地で栽培されたキャベツは、タイ、シンガポール及び香港向けに初めて輸出された。今後、これらの地域への継続輸出を検討している。

青果物

アジア、欧州向けブドウ生果実の輸出に取り組む産地

【品目】

ブドウ生果実

【主な輸出先国・地域】

アジア、欧州など

【概要】

◆ GFP事務局から訪問診断への同行依頼を受け、専門家を派遣。専門家は生産者に対し、輸出植物検疫の概要、手続き等を説明。更に、輸出品目、輸出先国が判明している場合には、輸出先国の検疫条件を説明。また、残留農薬基準についても説明。

GFP訪問診断状況

【1. 専門家を派遣した経緯】

農林水産省が推進している「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」の訪問診断に専門家の同行依頼があり、植物検疫の概要説明及び産地状況の確認のため、専門家を派遣。

【2. 産地の課題】

ブドウを露地及びハウス栽培しており、4月～翌年1月まで出荷できる体制がある。現在、国内販売が主流であるが、過去に、香港、タイへそれぞれ1回輸出した経験がある。香港、中国、シンガポール、タイ、モンゴル、EU、米国への輸出を希望するが、輸出先国の植物検疫条件に沿った栽培管理を行うことが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

タイは、二国間協議に基づく検疫（栽培地、こん包施設の登録、輸出検査）が必要。
香港、シンガポールは輸出検査不要。
モンゴル、EUは輸出検査が必要。
中国、米国は、輸入を認めていない。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

輸出植物検疫手続き、輸出先国の植物検疫条件、残留農薬基準の概要等を説明する。

【 5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

サポート事業の内容、輸出植物検疫手続き、輸出先国の植物検疫条件、残留農薬基準の概要を説明した。

【6. 専門家による技術的サポートの実施後の状況】

2020年1月に開催されたGFP超会議に参加し、輸出先を模索している。

苗木

英国向けに伝統的ツツジ苗の輸出に取り組む産地

【品目】

ツツジ苗

【主な輸出先国・地域】

イギリス

【概要】

◆ 相談者は植物の輸出の経験がないため、イギリス向けにツツジ苗を輸出するための植物検疫条件や手続きが分からない。このため、植物検疫専門家の派遣を依頼。専門家が植物検疫条件や諸手続き等を説明した。ツツジ苗は育成圃場で栽培され、2回の栽培地検査を受検。当該苗はイギリスに無事輸出された。

育苗ハウス

育苗苗

【1. 専門家を派遣した経緯】

英園芸協会から伝統的なツツジ（キリシマツツジ）苗の寄贈の要請があるが、植物の輸出の経験がないため植物検疫条件や輸出手続きが分からない。植物検疫条件や諸手続きを把握するため、専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

イギリスの植物検疫条件を掌握し、その条件に沿った栽培管理、輸出手続きを行うことが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

育成ほ場で栽培され、ほ場において2回の栽培地検査を受けること。病害虫の寄生が認められないこと。培養資材に植え付け、植え付け後有害動植物がいない状態を保つための処理を行い、輸出時にアザミウマ、コナジラミを対象に消毒を行うことなど。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

栽培地検査受検に際しての管理状況を確認するとともに、輸出検査受検に向けた諸手続きをアドバスする。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年7月、栽培地検査受検時の管理状況を確認し、産地において指導を行った。 その後（11月）、輸出検査時の手順及び提出書類の確認を行い、助言を行った。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

栽培地検査、消毒及び輸出検査が終了し、無事英国への輸出が実現した。生産者は次年度もツツジ苗の輸出を計画している。

盆栽

EU向け盆栽のおみやげ輸出に取り組む産地

【品目】

五葉松等の盆栽

【主な輸出先国・地域】

EU（ドイツ・フランス等）

【概要】

◆ 生産者は大型盆栽を輸出しているが、小型盆栽をEU向けにおみやげとして販売（輸出）したいと考えている。専門家が産地において植物検疫手続きを説明。

小型盆栽（五葉松）

大型盆栽（五葉松）

【1. 専門家を派遣した経緯】

生産者は、既に大型盆栽をフランス、ドイツ向けに輸出しているが、小型盆栽をEU向けにおみやげとして販売（輸出）したいと考えている。植物検疫手続きを知りたいので、専門家の派遣を依頼。

【2. 輸出先国の規制等】

植物検疫条件：登録圃場（生産施設）で2年以上栽培し、その間、植物防疫所による年6回の検査を受検すること。

高さ50cm以上の棚で栽培すること。更に、栽培土の消毒など。

【3. 産地の課題】

EU向け盆栽の植物検疫条件に沿った栽培管理を行うとともに、植物検疫手続きを把握することが課題。

【4. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年10月、専門家が「おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業」の報告書を持参し、事業の概要と検疫手続きについて説明。また、空港での輸出検疫について説明した。

【5. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

おみやげとして盆栽を輸出する環境を整える必要があることから、今後の進め方を検討している。

草花の苗

オランダ向けクレマチス苗の輸出に取り組む産地

【品目】

クレマチスの苗

【主な輸出先国・地域】

オランダ

【概要】

◆ EU（オランダ）での品種登録を出願するため輸出を計画。植物類の輸出検疫や申請手続きが分からない。このためサポート専門家が植物検疫条件や輸出検査申請手続き等をアドバイス。

クレマチスの育苗の様子

相談対応の様子

【1. 専門家を派遣した経緯】

EUでの品種登録を出願するため、生産者は海外への輸出を計画しているが、植物類の輸出経験がないため、植物検疫条件や申請手続きを知るため専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

輸出先国（オランダ）の植物検疫条件を把握し、その条件に沿ってクレマチス苗を栽培することが課題。また、輸出検査の手続きを把握することも課題。

【3. 輸出先国の規制等】

タバココナジラミを対象とした9週間毎週の栽培地検査が必要。また、輸出直前にミナミキイロアザミウマを対象とした消毒が必要。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成 】

EUの検疫要求の概要、特に栽培地検査や培養資材について説明する。
輸出する際の具体的な検査申請手続き等を説明する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年6、8、11月及び2020年2月、EUの植物検疫条件を説明するとともに、栽培地検査申請書の作成方法及び添付書類、輸出検査申請書の提出方法についてアドバイスした。

また、生産者の依頼を受け、栽培地検査に立ち会い、輸出用苗の病害虫付着の有無を確認するとともに、輸出検査申請に必要となるクレマチスの学名を伝達した。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

2020年3月上旬に最後の栽培地検査を受検し、その後、オランダ向けに輸出される予定。

育苗中のクレマチス苗

草花の苗

香港・シンガポール向けマーガレット苗の輸出に取り組む産地

【品目】

マーガレット苗（鉢植）

【主な輸出先国・地域】

香港・シンガポール

【概要】

◆ 相談者は日本独自のマーガレット苗を香港、シンガポールに鉢物として輸出を計画。植物検疫条件を把握するため、専門家派遣を依頼。専門家は産地において栽培管理を確認するとともに、植物検疫条件や輸出手続き等を説明。その後、当該マーガレットは、シンガポール向けに輸出された。

マーガレット生産施設（育苗）

マーガレット親株

【1. 専門家を派遣した経緯】

海外から高い評価を受けている日本独自のマーガレット苗を、香港、シンガポール向けに鉢物として輸出を計画しているが、輸出先国の植物検疫条件を把握するため、サポート専門家の派遣を依頼。

【2. 産地の課題】

輸出先国の植物検疫条件を把握することが課題。特に、培養資材に関する情報を入手することが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

香港：輸出先の輸入許可証の取得、輸入許可証に基づく輸出検査の実施、培養資材の線虫検査、植物検疫証明書への追記等。

シンガポール： 線虫検査は培養土付着の場合は実施、又は、培養土に植え付けた状態で殺線虫剤へ浸漬する（線虫検査不要）。輸入許可証の取得は必要ない。

【4. 専門家による輸出に向けた計画作成】

苗類鉢物の輸出検査と相手国の植物検疫条件を説明する。
植え込み材料については、香港向け輸出検査時に線虫検査が必要である旨説明する。

【5. 専門家による技術的サポートの実施状況】

2019年10月、輸出先国の植物検疫条件、特に、培養資材等の規制について説明した。

【6. 専門家による技術的サポート実施後の状況】

2020年1月、シンガポール向けに輸出された。今後、香港向けに輸出される予定。

全品目

GFP会議での活動

【品目】

全品目

【主な輸出先国・地域】

欧米・アジア各国

【概要】

◆ 輸出に取り組もうとする生産者、輸出者など約50名が参加するキックオフワークショップに参加し、輸出先国の規制対応や市場拡大等について、課題解決に向けた討論に参加。また、会場内に相談窓口を開設し、輸出に意欲のある生産者や輸出事業者、農業法人などからの相談に対応。

専門家を交えた少人数のグループでそれぞれの業界が持っている問題点を洗いだす。

洗いだされた問題点を前提に、農林水産物の輸出促進策を検討する。

【1. 専門家を派遣した経緯】

主催者であるGFP事務局より会議への参加依頼を受け、専門家を派遣。

【2. 産地の課題】

相談者の多くは輸出先を決めかねている方が多く、植物検疫条件や残留農薬基準などを把握することが課題となっている。

【3. 輸出先国の規制等】

輸出先と農産物が判明次第、輸出先国の規制について説明する必要がある。

【4. 専門家による技術的サポートの実施状況】

相談対応 1
相談者：製茶メーカー
相談概要：欧米向け製茶では残留農薬が課題となっているので、残留農薬基準についてアドバイスした。

相談対応 2
相談者：農業法人
相談概要：京野菜の輸出を検討しているが具体的輸出先は未定。
輸出先国が決まり次第、輸出先国の植物検疫条件を説明する旨伝達。

相談対応 3
相談者：輸出業界団体
相談概要：マレーシア向けにユズ・スダチなどの輸出を計画しているが、輸入実績のある柑橘に対する許可しか出さない。当局への申請手続きが課題。
現地輸入者を通じ、マレーシア検疫当局にユズ・スダチの写真と学名を示すなどして、輸入許可証の発給申請をアドバイス。

全品目

“日本の食品”輸出EXPOでの活動

【品目】

全品目

【主な輸出先国・地域】

世界各国

【概要】

◆ 第3回「輸出EXPO」（幕張）において、農産物輸出のリーフレットを配布し、農産物の輸出相談に対応するとともに、専門家が相談者の商談に同席し、植物検疫について説明。

専門家による説明

商談に同席する専門家の相談対応

【1. 専門家を派遣した経緯】

日本産農産物の輸出に関心のある者（生産者、輸出者、バイヤー等）が集まるイベントにおいて、植物検疫制度や手続きを説明するため、専門家を派遣した。

【2. 産地の課題】

植物検疫に関する制度等を認識することが課題。

【3. 輸出先国の規制等】

輸出先国や輸出品目によって植物検疫条件等が違うので、個別相談時に聞き取りをして対応する。

会場内に設置した
リーフレット

【4. 専門家による技術的サポートの実施状況】

相談対応１
　相談者：　輸出者
　相談概要：タイ向けにメロンやトマトの輸出を計画しているので、輸出までの手続きを知りたい。
　　専門家がタイ向けメロン、トマトの輸出検疫条件とタイ検査官の招聘手続き等について説明した。

相談対応２
　相談者：自治体
　相談概要：地元で生産される農産物の輸出を検討しているので、植物検疫条件を知りたい。
　　専門家が相談者に対し、輸出先国、輸出品目によって検疫条件が異なる旨の説明をした。後日、米国向け桜の苗木・種子の問い合わせがあり、原則輸入禁止である旨を伝えた。

相談対応３
　相談者：輸出者
　相談概要：タイ向けの新たな検疫条件及び衛生証明書について相談を受け、専門家が制度の概要を説明をした。後日、制度説明のため専門家が相談者を訪問し、検疫条件等を説明。

農産物輸出サポート事業事例集

2020年3月発行
発行所　一般社団法人　全国植物検疫協会
〒101-0047　東京都千代田区内神田3-4-3
伊田ビル
TEL　03-5294-1520
FAX　03-5294-1525